

四日市市立富洲原中学校いじめ防止基本方針

はじめに

「聴き合い、学び合い、響き合う」生徒の育成を目指す本校の教育目標の下、学校・家庭・地域が一体となって、いじめを決して許さない学校づくりを進めるために策定した本校の「いじめ防止基本方針」について、令和7年度の「四日市市いじめ防止基本方針」の改定を受け、改定することとしました。

この基本方針に基づき、学校内外を問わず、いじめを決して許容しない立場を明確にし、生徒の生命・心身を守ることを最優先として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みを推進します。

第1章　いじめ防止等に関する基本的な考え方

1　いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒に対して一定の人間関係のある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起きたった場所は学校の内外を問わない。

2　いじめの基本認識

- ・いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- ・いじめへの対応は、被害生徒の立場に立った指導を基本とする。
- ・いじめは学校の在り方が問われる問題であり、学校全体の協働が不可欠である。
- ・いじめは家庭教育・地域社会とも深く関わるものであり、学校・家庭・地域・社会がそれぞれの役割を果たし連携して取り組む。

3　いじめの禁止

いかなる理由であってもいじめを行ってはならない。また、いじめを知りながら看過してはならない。

4　学校・教職員の責務

全教職員は、以下の責務を負う。

(1) 基本姿勢

- ・「いじめはどの学校・生徒にも起こりうる」との認識に立ち、生徒の安全を最優先に行

動し、未然防止・早期発見・早期対応・再発防止に向け、全教職員が一体となって取り組む。

(2) 迅速な報告義務

- ・いじめの疑い、兆候、訴えを認知した場合は、些細な内容であっても速やかに管理職に報告する。
- ・保護者・生徒からの情報提供についても同様に、迅速に共有する。

(3) 組織対応

- ・「いじめ防止対策委員会」（管理職、学年主任、生徒指導主事、学年生指担当、養護教諭、スクールカウンセラー等）が事実確認・方針決定・支援を組織的に行う。
- ・情報を記録し、職員間で一貫した指導・支援ができるよう共有する。

第2章 いじめの未然防止と早期発見

1 教育活動による予防

(1) 授業づくり

- ・対話的で協働的な学びが生まれる授業づくりに努め、生徒同士の関わりを深める。
- ・基礎学力の定着を図り、学習に対する不安を軽減する。

(2) なかまづくり

- ・集団活動を計画的に実施し、人間関係づくりを進める。
- ・人権教育を通して、多様な人権を尊重し差別やいじめを許さない生徒を育てる。

(3) 見守り

- ・休み時間等に教職員が生徒の身近で見守り、いじめの兆候を察知する。
- ・生徒が何でも相談しやすい柔らかな人間関係を築く。

(4) 学校環境

- ・生徒の作品掲示、整理整頓・清掃等、落ち着いた環境づくりに努める。
- ・校内の荒れの兆候を早期に察知し、学年・管理職へ共有する。

2 インターネットを通じたいじめの防止

(1) 学校の対応

- ・情報モラル教育を通して、SNS・ネット上のトラブルへの理解を深める。

- ・スマートフォン等の校内への持込み及び使用禁止のルールを徹底する。

(2) 家庭への協力依頼

- ・新入生説明会や学校だより、学校ホームページ、地域会議等で、スマートフォンやタブレットの利用にかかる家庭内のルールづくりや、フィルタリング設定への協力を呼びかける。

3 いじめの早期発見

(1) 学校による把握体制

- ・いじめ実態調査アンケートを定期的に実施する。
- ・スクールライフノートの活用を通じて、生徒の変化を早期に把握する。
- ・学年会・職員会議を通じて、情報共有を徹底する。
- ・Q-U 調査の結果も参考にしながら、学級や生徒個人の状況に留意する。
- ・いじめを積極的に認知する。

(2) 保護者・地域からの情報提供

- ・保護者面談、電話、Home & School 等、様々な手段で相談・情報提供を受け付ける。

第3章 いじめに対する方策

1 初期対応

- ・いじめを認知した場合、迅速に初期対応を行い、事実確認に着手する。
- ・被害生徒の安全確保を最優先に行動する。

2 対応の流れ

- ・事実関係の確認（両当事者・関係者から丁寧に聴取する）
- ・組織的な協議による対応方針の決定
- ・保護者への説明と協力体制の確立
- ・指導・支援と記録の作成
- ・継続支援（概ね3か月以上の経過観察を行う）

3 重大事態への対応

- ・心身・生命・財産に重大な被害が生じた場合、または長期欠席が生じた場合は、重大事態として扱う。
- ・発生時は、速やかに教育委員会へ報告する。

- ・必要に応じて、外部専門家や関係機関と連携する。

4 いじめが「解消している」状態の判断基準

(1) いじめ行為が止んでいること。

- ・心理的・物理的ないじめ行為（インターネット上の行為を含む）が止み、その状態が概ね3か月以上継続していることを目安とする。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

- ・面談等を通して本人・保護者の状況を丁寧に確認する。

本校はいじめが解消に至るまで、対処プラン（支援内容・役割分担・情報共有方法）の策定、被害生徒・加害生徒双方への継続支援、必要な期間の見守りを組織的に行う。

5 解消後の継続的な観察

- ・いじめが「解消している」と判断された後も、再発の可能性を十分に踏まえ、被害生徒・加害生徒・関係生徒の状況を継続的に、日常的に観察する。
- ・学年・管理職・スクールカウンセラー等と必要に応じて情報を隨時共有し、支援を柔軟に見直す。

6 啓発

- ・新入生説明会や学校だより、学校ホームページ、地域会議等を通じて、生徒・保護者・地域へ啓発を行う。

第4章 学校・家庭・地域・関係機関との連携

1 家庭との連携

- ・三者懇談、家庭訪問、電話等を通じて、生徒の状況を共有する。
- ・家庭でのスマートフォン指導など家庭教育の充実を図る。

2 地域との連携

- ・地域の民生委員、自治会等と情報交換を行う。
- ・保護者や地域住民等で構成されるコミュニティスクール運営協議会と協働し、いじめを許さない地域づくりを推進する。

3 関係機関との連携

- ・警察（少年係）、児童相談所、医療機関等と必要に応じて連携する。
- ・四日市市教育委員会と緊密に連携する。

4 校内相談窓口

- ・担任
- ・生徒指導主事
- ・養護教諭
- ・スクールカウンセラー
- ・管理職（校長・教頭）

5 四日市市の主な相談窓口

- ・「いじめや体罰等に関する相談電話」（教育委員会） 059-354-8169
- ・「発達障害、不登校等に関する相談」（教育委員会） 059-354-8285
- ・「青少年とその家庭の悩み相談電話」（こども未来部） 059-352-4188
- ・「人権に関する相談電話」（人権センター） 059-354-8610
- ・「文部科学省 24 時間こども SOS ダイヤル」（全国共通） 0120-0-78310

四日市市立小中学校児童生徒はいじめ相談アプリ「STANDBY」にて匿名で相談することができます。

附則

- 1 本方針は令和8年1月21日から施行する。
- 2 必要に応じ、毎年度点検・見直しを行う。
- 3 本方針の趣旨を全教職員に周知し、研修等を通じて理解を深める。